AE令２＝0.00182
AE令３＝0.00251

AFn　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成23年度から令和３年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額
AG23＝0.02751
AG24＝0.029
AG25＝0.028
AG26＝0.028
AG27＝0.027
AG28＝0.0258
AG29＝0.0260
AG30＝0.02600
AG令元＝0.00065

AG令２＝0.00114
AG令３＝0.00157

AHn　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成23年度から令和３年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成23年度から令和３年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額
AI23＝0.02751
AI24＝0.029
AI25＝0.028
AI26＝0.028
AI27＝0.027
AI28＝0.0258
AI29＝0.0260
AI30＝0.02600

AG令２＝0.00182

AHn　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成23年度から令和２年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額
AI23＝0.029
AI24＝0.029
AI25＝0.028
AI26＝0.028
AI27＝0.027
AI28＝0.0258
AI29＝0.0260
AI30＝0.00106
AI令元＝0.00065

AI令２＝0.00114

AJn　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成23年度から令和２年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成23年度から令和２年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額
AK23＝0.029
AK24＝0.029
AK25＝0.028
AK26＝0.028
AK27＝0.027
AK28＝0.0258
AK29＝0.0260
AK30＝0.00106